

## 5. 交付決定～完了実績報告までの手続きについて

Q1	交付決定は、いつになりますか。	
A1	交付申請書の審査日数の目安を 30 日としています。不備不足があった場合、財団より事務連絡先に記載された担当者に連絡します。要件が確認された以降に財団より『交付決定通知』を送付します。交付決定通知書と同時に、『進捗報告(月次報告)』の依頼文書を同送します。	
Q2	補助事業の実施期間中、財団への連絡は必要ですか。	
A2	月次報告が必要です。翌月の 5 日を目安としてメールで提出ください(郵送は不要)。メール機能をお持ちでない方は、郵送による報告をお願いします。ただし、申請内容と異なる事象が発生した場合、直ちに財団に連絡し、財団の指示に従ってください。	
Q3	発注(契約)は、交付決定前に行っても良いですか。	
A3	交付決定前に、発注した部分は補助対象外となります。契約と発注が同時に実施されるような契約書の場合も、交付決定後に締結ください。	
Q4	交換事業において、交付決定前に、LED メーカー(発注先)を決定しても問題無いですか。	
A4	交付決定前に LED メーカーを決定しても問題ありません。ただし、発注日は、交付決定日以降です。	
Q5	発注(契約)先の選定について、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどうのことですか。また、1 者見積で発注(随意契約)は可能でしょうか。	
A5	競争入札、もしくは、2 者以上による見積り合わせを行ってください。随意契約による場合は、事前に選定理由書を財団に提出し、財団の承認を得る必要があります。付き合いが長いからとか、近所だからなどの理由では承認できません。	
Q6	調査交換事業で、調査の結果 PCB 照明器具の個数が申請より少なくなった場合、手続きが必要ですか。	
A6	速やかに財団に報告し、財団の指示に従ってください。	
Q7	完了実績報告書は、いつ提出すればよいですか。	
A7	以下の期日までに、事業を完了し完了報告書を提出する必要があります。 事業完了期限：令和 5 年 2 月 28 日(火)、事業完了は原則支払を完了した日とします 完了実績報告：令和 5 年 3 月 10 日(金)、または事業完了後 30 日経過した日の早い方の日	
Q8	補助事業の実施期間とは、何を指しますか。	
A8	発注日～発注先への支払日までとなります。	